

電解二酸化マンガンを対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令  
第1条第1項第1号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガ  
でない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令案要旨

- 1 . 電解二酸化マンガンを対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の題名変更に伴い、電解二酸化マンガンを対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第1条第1項第1号において規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガんでない旨の証明書の提出に関する省令の題名及び本則を改正することとする。
- 2 . この省令は、平成20年9月1日から施行することとする。